

「令和2年度 農薬危害防止運動」

1. 目 的

農薬取締法、毒物及び劇物取締法等に基づいて、農薬の使用に伴う人や家畜への危害を防止するために、農薬を使用する機会が増える6月から8月に使用者、関係者を対象に実施するものです。

令和2年度は、運動のテーマを「農薬は 周りに配慮し 正しく使用」と設定し、周辺の環境への農薬の飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

2. 実施期間

原則として、令和2年6月1日から8月31日までの3か月間。

3. 実施事項

1) 主な実施事項

- (1) 啓発ポスターの作成及び配布、新聞への記事掲載等による、農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発
- (2) 農薬による事故を防止するための指導
- (3) 農薬の適正使用等についての指導
- (4) 農薬の適正販売についての指導
- (5) 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

2) 主な行事

(1) 農薬安全使用講習会

①1 日目

ア 日時: 令和2年8月20日(木)

午前の部: 9:30～12:00

午後の部: 13:00～15:30

イ 場所: ちばさんセンター 高知市布師田3992-2

* 8月20日は、午前の部と午後の部に分散するようご協力をお願いいたします。

②2 日目

ア 日時: 令和2年8月21日(金) 13:00～15:30

イ 場所: 中村合同庁舎 四万十市古津賀4-61

③講習内容(各回共通)

ア 農業用毒劇物(農薬)の取扱 : 20 分

イ 農薬の販売と危害防止 : 30 分

ウ 農薬の適正使用について : 70 分

④受講対象者： 農薬販売者、防除者、ゴルフ場従業員、県職員等

* 本年度の講習会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、密閉空間、密集場所、密接場面をできるだけ避けるようにご協力をお願いいたします。

また、参加者はマスクの着用をお願いするとともに、体調不良の場合は参加をご遠慮いただくようお願いいたします。

(2) 販売店への巡回指導

農薬取締職員が、県内の農薬販売店を巡回して、販売状況、譲渡手続き、保管管理状況等を調査、指導します。